「インフルエンザ及び感染性胃腸炎への対応について」

インフルエンザまたは感染性胃腸炎と診断された際は、学校へご連絡ください。その後登校する際は、インフルエンザの場合は報告書を保護者が記入し、感染性胃腸炎の場合は全治証明書を医療機関にて記入をしていただき、提出してください。

	インフルエンザ	感染性胃腸炎（ノロウイルス等）
本人に症状がみられた場合	**〇急な発熱、咳等の症状がある** ・医療機関を受診してください。 ・インフルエンザと診断された場合、発症後５日かつ解熱後２日は出席停止となります。医師の許可が下りるまで自宅療養をしてください。	**〇下痢、嘔吐等の症状がある** ・医療機関を受診してください。 ・感染性胃腸炎と診断された場合、症状が消失し、医師の許可が下りるまで自宅療養をしてください。
家族が発症した場合	**〇本人が予防接種をしている** ・マスク、手洗いを徹底し登校してください。 ・体調変化に注意し、インフルエンザ様症状の兆候が現れた場合は、速やかに受診してください。 ・特に体温が３７度台でも罹患している場合があるので受診をしてください。２～３日は体調管理の徹底をお願いします。 **〇本人が予防接種をしていない** ・２日間は体調管理を充分に行い自宅待機をしてください。	・マスク、手洗いを徹底し登校してください。 ・体調変化に注意し、ノロウイルス感染様症状の兆候が現れた場合は、速やかに受診してください。
家族の職場、本人の兄弟の学校等で診断された方がいる場合	・マスク、手洗いを徹底し体調変化に注意し登校してください。 ・インフルエンザ様症状の兆候が現れた場合は、速やかに受診してください。	・マスク、手洗いを徹底し体調変化に注意し登校してください。 ・ノロウイルス感染様症状の兆候が現れた場合は、速やかに受診してください。
登校時の提出物	様式１ インフルエンザ報告書	様式２ 全治証明書
スクールバスの乗車について	インフルエンザまたは感染性胃腸炎と診断された方と児童生徒が濃厚接触している場合は、２日間は乗車をご遠慮ください。	